高齢者講習の案内

令和4年5月13日(金)から、高齢者講習等の内容が変わりました。

1 高齢者講習等の合理化及び運転技能検査の新設

令和4年5月に「道路交通法の一部を改正する法律」が施行され、運転免許証の有効期間満了日の年齢が70歳以上の方は、更新時の高齢者講習が免許種別に応じて2時間(実車指導あり)と1時間(実車指導なし)に分かれることになりました。

また、75歳以上の方は、従来の認知機能検査に加えて、運転技能検査(対象者のみ受検義務が生じる)の受検が 義務付けられることとなりました。

2 新制度における手続イメージ

旧制度の高齢運転者の運転免許証更新手続と、法改正後(令和4年5月13日以降)の高齢運転者の運転免許証 更新手続のイメージについて(・図1~令和4年5月12日まで・図2~令和4年5月13日以降)

図1 高齢運転者の運転免許証更新時の手続(旧制度)

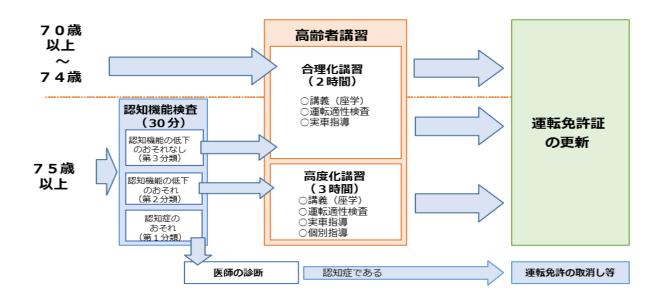
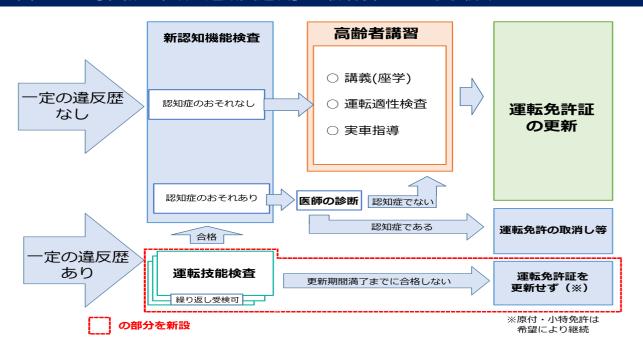


図2 【令和2年改正道路交通法】 新制度における手続イメージ



3 運転技能検査について

75歳以上の高齢者のうち、一定の違反歴がある方に対して受検が義務化される実車による技能検査であり、期間内に合格しなければ免許証の更新ができません。

(1) 対象者

運転免許証の有効期間が満了する日の直前の誕生日の160日前の日前3年間に、一定の違反歴があった方で普通自動車対応免許(大型二種、中型二種、普通二種、大型、中型、準中型、普通)をお持ちの方

(2) 受検期間

有効期間の満了する日から前6ヵ月以内

(3) 検査課題

検査課題は、①指示速度による走行(1回) ②一時停止(2回) ③右折・左折(各2回) ④信号通過(2回) ⑤段差乗り上げ の5項目となります。

各課題で補助ブレーキの減点が競合する他、右折・左折では更に脱輪の減点が競合することになります。

- ※ 減点の詳細については、各実施機関において説明します。
- (4) 合格基準

第一種免許をお持ちの方は70点以上、第二種免許をお持ちの方は80点以上で合格となります。

<一定の違反の内容>

- 〇信号無視違反 〇通行区分違反 〇通行帯違反 〇速度超過 〇横断等禁止違反 〇踏切不停止等・遮断踏切立入り
- 〇交差点右左折方法違反等 〇交差点安全進行義務違反等 〇横断歩行者等妨害等 〇安全運転義務違反
- 〇携帯電話使用等 (11種)

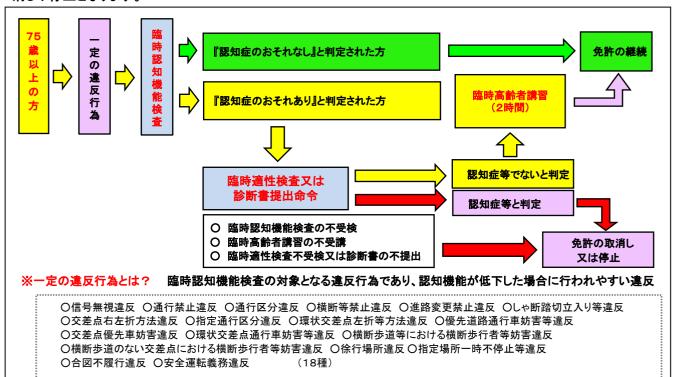
4 認知機能検査の免除について

以下の場合、認知機能検査が免除される場合があります。詳細は免許センターへお問い合わせください。

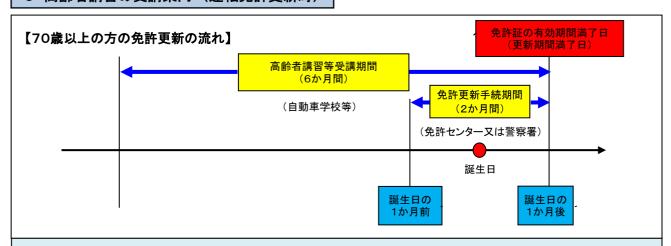
- ①運転免許を新規に取得した場合(大特免許の併記等)
- ②臨時適性検査を受けた場合、又は診断書提出命令に基づく診断書を提出した場合
- ③【新設】専門医・主治医の診断書、その他の書類を提出した場合

5 臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習について

運転免許更新時の認知機能検査や臨時認知機能検査で「認知症のおそれがある」と判定された方は、臨時適性検査(医師の診断)を受け、又は、命令に従い主治医等の診断書を提出しなければなりません。「認知症」と診断された場合は、免許の取消しや停止となります。また、臨時適性検査を受けない場合や診断書を提出しない場合も免許の取消しや停止となります。



6 高齢者講習の受講案内 (運転免許更新時)



運転免許証の有効期間満了日(更新期間満了日)における年齢が70歳以上の方は、更新手続の前に「高齢者 講習」を受けなければなりません。 また、運転免許証の有効期間満了日(更新期間満了日)における年齢が75歳 以上の方は、高齢者講習に加えて認知機能検査及び運転技能検査(対象者のみ)を受ける必要があります。

- 70歳~75歳未満の方 … 高齢者講習
- 75歳以上の方 ··· 高齢者講習+認知機能検査+**運転技能検査(対象者のみ)** を事前に受けないと免許証の更新ができません。

受講期間	運転免許証の有効期間満了日(誕生日の1か月後)前の6か月以内 ※講習の対象となる方には、有効期限の約6か月前に「高齢者講習通知書」と書かれた高 齢者講習等のお知らせのハガキが届きます。ハガキは免許証記載の住所に届きますので、 引越し等で住所が変わったときには、免許センター又は最寄りの警察署で、住所変更をして ください。
受講場所	県内の自動車学校24校、免許センター内の安全運転学校(二輪等の1時間講習及び運転技能検査は実施しません。) ※どの学校でも受講できますが、事前の予約が必要です。お住まいの地域によっては大変混雑しますので、希望する自動車学校等に早めの予約をしてください。 ※自動車学校等の名前や電話番号は、「高齢者講習通知書」に記載しています。 ※県外の自動車学校でも受講できる場合があるので、ご希望の学校があれば直接お問い合せください。
講 習 に 必 要 な も の	○ 運転免許証○ 「高齢者講習通知書」(高齢者講習のお知らせのハガキ)○ 講習手数料○ 眼鏡・補聴器等(必要な方のみ)

※ 更新時の講習は、ご自身が保有されている免許の種別で、

- 〇 普通以上(大型二種、中型二種、普通二種、大型、中型、準中型、普通)の方 は実車指導のある2時間講習
- 二輪、大特、小特等(大特二種、大自二、普自二、大特、原付、けん引二種、けん引)の方は1時間講習

の2つに区分されます。 なお、普通以上の免許を持っている方が、普段は原付しか乗っていないため二輪、大特、小特等の1時間 講習を希望される場合は、更新時に普通以上の免許を一部返納されることを条件に、免種と異なる1時間の 講習を受けることができます。

詳しいことは、講習を予約された自動車学校等にお尋ねください。

7 高齢者講習等の内容についてのお知らせ

※ 手数料につきましては、各自動車学校等へ予約の際にお尋ねください。

講習等の内容	70歳~ 75歳未満	○普通以上の免許をお持ちの方(2時間) 講義、適性検査、実車指導○二輪、大特、小特等の免許をお持ちの方(1時間) 講義、適性検査
	75歳以上	※ 75歳以上の方は、認知機能検査及び運転技能検査(対象者のみ)の 受検が必要です。 () 高齢者講習(実車指導あり) ・普通以上の免許をお持ちの方(2時間) ・講習内容~講義、適性検査、実車指導 () 高齢者講習(実車指導なし) ・二輪、大特、小特等の免許のみをお持ちの方(1時間) ・講習内容~講義、適性検査 () 認知機能検査 ・75歳以上の方全員(約30分間) () 運転技能検査 ・75歳以上の方で対象者のみ(1人約20分間)

参考

(更新手続)

○ 免許更新手続は、免許センター(免許証は即日交付)又は最寄りの警察署(免許証は 約1か月後の交付)でできます。

※熊本市内4警察署、大津・御船警察署では更新手続を行っておりません。

- 〇 更新の際は、自動車学校等で交付される
 - 高齢者講習終了証明書(全員)
 - 認知機能検査結果通知書(75歳以上全員)
 - 運転技能検査結果証明書(75歳以上対象者のみ)

を必ず持参してください。

○ 運転免許の更新を希望しない方(失効した方を含む)で身分証明書が必要な方は、 『運転経歴証明書』を申請することができます。詳細は免許センター又は最寄りの警察署 にお尋ねください。

8 臨時認知機能検査・臨時高齢者講習の内容について

臨時認知機能検査 臨時高齢者講習の内 75歳以上の方で一定の交通違反(人身事故を含む)をした方が対象

- ○臨時認知機能検査(約30分間)
- 〇臨時高齢者講習
- ・普通以上の免許をお持ちの方(2時間) 講義、適性検査、実車指導
- ・二輪、大特、小特等免許のみをお持ちの方(1時間) 講義、適性検査

高齢者講習等に 関する問合せ先 熊本県運転免許センター(運転免許課高齢運転者対策係)

096-233-0110(代表)

096-233-2227(FAX)